

**東松山市の
情報公開制度・個人情報保護制度
令和6年度上半期(4月～9月)の
運用状況**

1 情報公開制度の運用状況

(1) 請求の受付、処理件数

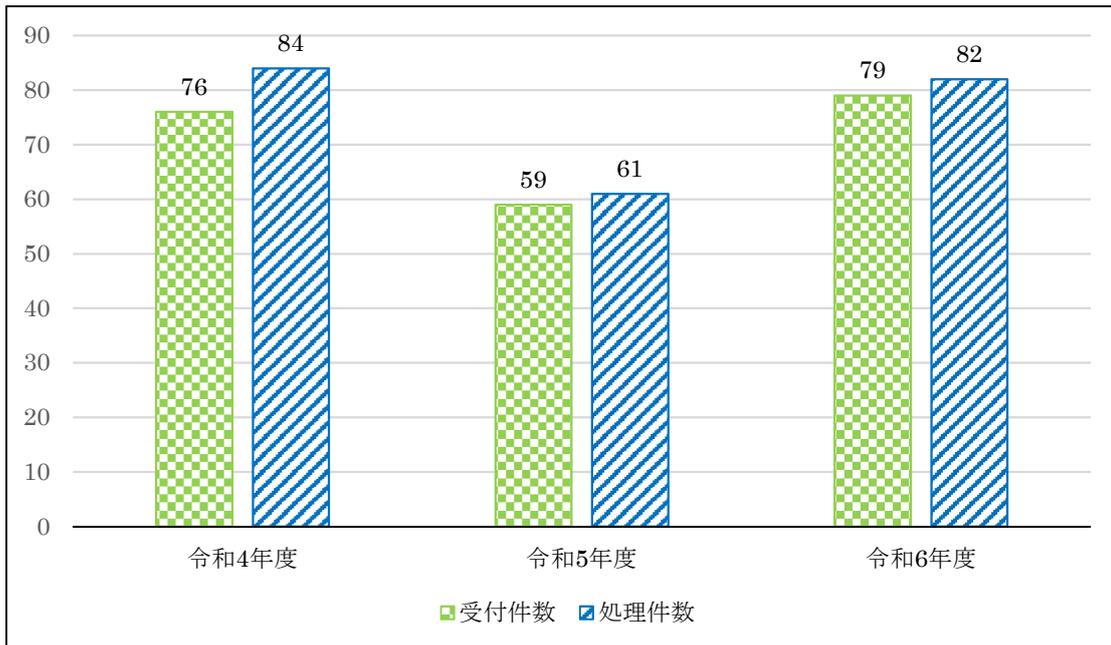
令和6年度上半期の公文書開示請求の受付件数は79件で、これに対する処理件数は、全部開示決定が71件、部分開示決定が7件、不開示決定が4件で、合計82件でした。また、開示の方法は、すべて写しの交付によるものでした。(表1-1参照)

表1-1 情報公開の請求の受付件数と処理状況など

受付件数 (取下げ件数)	処 理 状 況			開 示 方 法	
	全部開示	部分開示	不開示 (不存在)	閲 覧	写しの交付
79	71	7	4 (3)	0	78

※ 1件の請求で複数の文書が対象となり、複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しません。(資料2参照)

表1-2 上半期の受付件数と処理件数の推移



(2) 実施機関別の請求の受付、処理件数

令和6年度上半期の公文書開示請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長に対する請求は受付件数が74件、処理件数が75件となっています。また、教育委員会に対する請求は、受付件数が5件、処理件数が7件です。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会に対しての請求はありませんでした。(表2参照)

表2 実施機関別の請求の受付件数と処理件数

実施機関名	受付件数 (取下げ件数)	処 理 状 況		
		全部開示	部分開示	不開示 (不存在)
市 長	74	67	6	2(2)
教 育 委 員 会	5	4	1	2(1)
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0
合 計	79	71	7	4(3)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しません。

(3) 請求された主な文書の内訳

令和6年度上半期に請求が多かった文書は、「配水管布設、道路整備、管渠等の各種工事及び業務の設計書に係る文書」、「住居表示に係る文書」、「教職員の職務内容等に係る文書」でした。(表3参照)

表3 請求された主な文書の内訳

請求文書	主管課	処理件数
配水管布設、道路整備、管渠等の各種工事及び業務の設計書に係る文書	下水道施設課	17件
	道路課	15件
	水道施設課	14件
	河川課	9件
	管財課	3件
	市街地整備課	1件
	唐子浄水場	1件
	教育総務課	1件
スポーツ課	1件	
教職員の職務内容等に係る文書	学校教育課	4件
住居表示に係る文書（住居表示台帳、住居付定受付簿）	市民課	3件

(4) 部分開示・不開示決定における不開示情報の内訳

令和6年度上半期における部分開示決定は7件、不開示決定は4件でした(表1-1参照)。

部分開示決定を行った7件の公文書に含まれる不開示情報の内訳は、東松山市情報公開条例第7条第1号「個人に関する情報」が7件、同条第2号「法人等に関する情報」が2件、同条第3号「公共の安全と秩序に関する情報」が2件です。

不開示決定を行った4件の公文書に含まれる不開示情報の内訳は、東松山市情報公開条例第7条第1号「個人に関する情報」が1件、同条例第10条「公文書の存否を明らかにできない情報」が1件で、文書不存在が3件でした。

表4 不開示情報の内訳

該当する理由	根拠条項 (東松山市情報公開条例)	件数 (不開示決定分)
個人に関する情報	第7条第1号	8(1)
法人等に関する情報	第7条第2号	2
公共の安全と秩序に関する情報	第7条第3号	2
審議、検討又は協議に関する情報	第7条第4号	0
公にすることになじまない事務事業に関する情報	第7条第5号	0
任意提供情報	第7条第6号	0
法令等により公にすることができない情報	第7条第7号	0
公文書の存否を明らかにできない情報	第10条	1(1)
他の制度等との調整により開示できない情報	第16条第1項	0
合計		13(2)

※ 1件の対象文書について、複数の根拠条項に基づく不開示情報が含まれていることがあるため、部分開示・不開示決定の件数と不開示情報の内訳件数の合計数は一致しません。

(5) 不服申立ての状況

令和6年度上半期に、不服申立てはありませんでした。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求の状況

令和6年度上半期の個人情報保護制度における保有個人情報の開示請求は13件であり、これに対して令和6年9月30日時点で処理済みのものの件数は全部開示決定5件、部分開示決定6件、不開示決定1件で、合計12件でした。開示の方法は、全て写しの交付によるものでした。(表5-1参照)

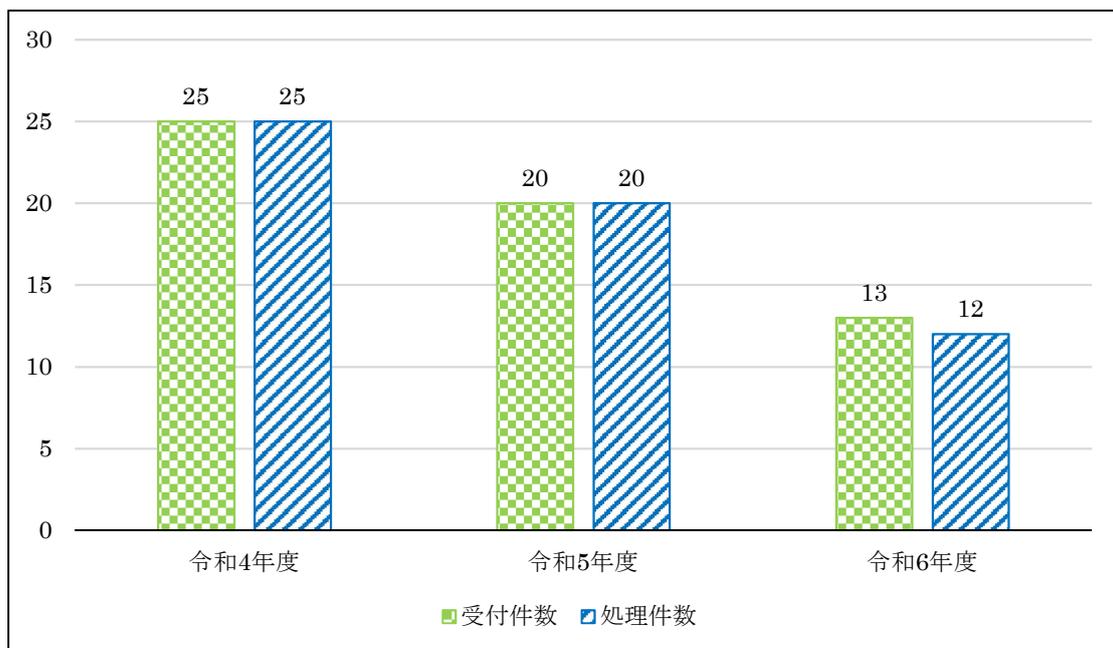
また、訂正、利用停止等の請求は、各実施機関ともありませんでした。

表5-1 保有個人情報の開示請求の受付件数と処理状況など

受付件数 (取下げ件数)	処 理 状 況			開 示 方 法	
	全部開示	部分開示	不開示 (不存在)	閲 覧	写しの交付
13 (1)	5	6	1 (1)	0	11

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。(資料3参照)

表5-2 上半期の受付件数と処理状況



(2) 実施機関別の請求の受付、処理件数

令和6年度上半期の保有個人情報開示請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長に対する請求は受付件数が11件、処理件数が10件、病院事業管理者に対する請求は受付件数、処理件数ともに2件でした。教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会に対しての請求はありませんでした。(表6参照)

表6 実施機関別の請求の受付件数と処理件数

実施機関名	受付件数 (取下げ件数)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示 (不存在)
市長	11(1)	4	5	1(1)
教育委員会	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
病院事業管理者	2	1	1	0
議会	0	0	0	0
合計	13(1)	5	6	1(1)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。
(資料3参照)

(3) 請求された主な保有個人情報の内訳

令和6年度上半期に請求のあった保有個人情報に関する文書は、「障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に関する文書」、「住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書」、「診療録等に関する文書」でした。(表7参照)

表7 請求された主な保有個人情報文書の内訳

請求文書	主管課	処理件数
障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に関する文書	障害者福祉課	5件
住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書	市民課	3件
診療録等に関する文書	医事課	2件

(4) 部分開示・不開示決定における不開示情報の内訳

令和6年度上半期における保有個人情報開示請求に対して、部分開示決定は6件で、不開示決定は1件でした（表5-1参照）。

部分開示決定6件の請求文書中に含まれる不開示情報は、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号「個人（本人以外）に関する情報」が6件、同項第3号「法人等に関する情報」が2件となっています。

不開示決定1件については、文書不存在によるものです。

表8 不開示情報の内訳

該当する理由	根拠条項 (個人情報の保護に関する法律)	件数 (不開示決定分)
生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	第78条第1項第1号	0
個人（本人以外）に関する情報	第78条第1項第2号	6
法人等に関する情報	第78条第1項第3号	2
国の安全等に関する情報	第78条第1項第4号	0
公共の安全等に関する情報	第78条第1項第5号	0
審議等に関する情報	第78条第1項第6号	0
事務又は事業に関する情報	第78条第1項第7号	0
合計		8

※ 1件の対象文書について、複数の根拠条項に基づく不開示情報が含まれていることがあるため、部分開示・不開示決定の件数と不開示情報の内訳件数の合計数は一致しません。

(5) 不服申立ての状況

令和6年度上半期に、不服申立てはありませんでした。